

令和7年度

学校いじめ防止基本方針

大野城市立月の浦小学校

大野城市立月の浦小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年4月7日改訂
大野城市立月の浦小学校

1 学校いじめ防止基本方針を定める意義

- 学校がいじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるようにする。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことで、子ども及びその保護者に対し、子どもが学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- いじめた側への成長支援の観点を基本方針に位置付けることで、いじめた子どもへの支援につなげる。

2 いじめの定義と基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考えのもと、すべての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という共通認識に立ち、月の浦小学校全児童がいじめない学校生活を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を定める。

いじめの基本認識は、次のとおりである。

いじめの基本認識

- ・ いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は学校のあり方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は家庭教育のあり方に大きくかかわる問題であること

そして、いじめ防止の基本姿勢（SNS上のものも含む）は、以下のポイントである。

- ① いじめを許さない、見過ごさない学校・学級づくり等、未然防止に努める。
- ② いじめの早期発見、早期解決のために、様々な手段を講じる。
- ③ いじめの早期の適切な対応のために、当該児童の安全を保障するとともに、指導体制を整え、解決に向けて家庭・地域と連携して取り組む。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、事後指導にあたる。

3 組織（いじめ・不登校問題対策委員会）の設置

（１）構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導担当、養護教諭、学年代表 1 名

※いじめ発生時は、関係児童の学級担任

※事案によって、SC、SSW、PTA会長、学校運営協議会会長等

（２）役割

①いじめ防止基本方針の策定と見直し

②各学年の気になる生徒の情報の収集・記録

③いじめアンケートの実施及び管理

（３）委員会の開催

月に 1 回、「いじめ防止・不登校対策委員会」を開催する。

※県SC来校日

※緊急時

いじめと思われる事案等が発見された場合には、臨時に開催し、早期対応にあたる。

（４）年間行動計画

月	1 いじめ早期発見のための取組			2 いじめ問題に関する校内研修の充実	3 教育相談体制の整備	4 不祥事防止等に関わる校内研修
	教師	児童	保護者			
4	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート		○「学校いじめ防止基本方針」、組織の説明 ○職員研修(児童の実態把握・共通理解)	○相談ポストの設置 ○教育相談	○服務規律の説明 ○年度当初の不祥事防止研修
5	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート	○家庭向けリーフレット配付	○職員研修(児童の実態把握・共通理解)	○教育相談	○不祥事の情報提供と服務規律の徹底
6	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○学校生活アンケート ○いじめ防止週間 ○いじめ防止集会	○いじめ防止学習の保護者説明 ○保護者向けいじめアンケート		○全員対象の教育相談	○不祥事の情報提供と服務規律の徹底
7	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート			○教育相談	○不祥事の情報提供と服務規律の徹底
8				○いじめ問題研修 「いじめの早期発見対応の手引き」活用		○不祥事防止研修会の実施
9	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート		○職員研修(児童の実態把握・共通理解)	○教育相談	○不祥事の情報提供と服務規律の徹底
10	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○学校生活アンケート	○保護者向けいじめアンケート	○職員研修(児童の実態把握・共通理解)	○全員対象の教育相談	○不祥事の情報提供と服務規律の徹底

11	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート ○教育相談		○職員研修(児童の 実態把握・共通理解)	○教育相談	○不祥事の情報提 供と服務規律の徹底
12	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート ○教育相談		○職員研修(児童の 実態把握・共通理解)	○教育相談	○不祥事防止研修 会の実施
1	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート ○教育相談	○保護者向けいじ めアンケート	○職員研修(児童の 実態把握・共通理解)	○教育相談	○不祥事の情報提 供と服務規律の徹底
2	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○学校生活アンケ ート ○教育相談		○職員研修(児童の 実態把握・共通理解)	○教育相談	○不祥事の情報提 供と服務規律の徹底
3	○いじめ防止委員会 ○いじめチェック リストの活用	○心のアンケート ○教育相談		○職員研修(児童の 実態把握・共通理解)	○教育相談	○不祥事の情報提 供と服務規律の徹底

(5) 関係機関との連携

○大野城市教育サポートセンターとの連携を日常的に行う。

(6) 報告体制

4 (3) <対応の基本的な流れ>参照

(7) 教員研修

- ・実践的一般研修として年に1回以上「いじめ問題に関する研修」を行う。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、教師のカウンセリング技量の向上を図る。

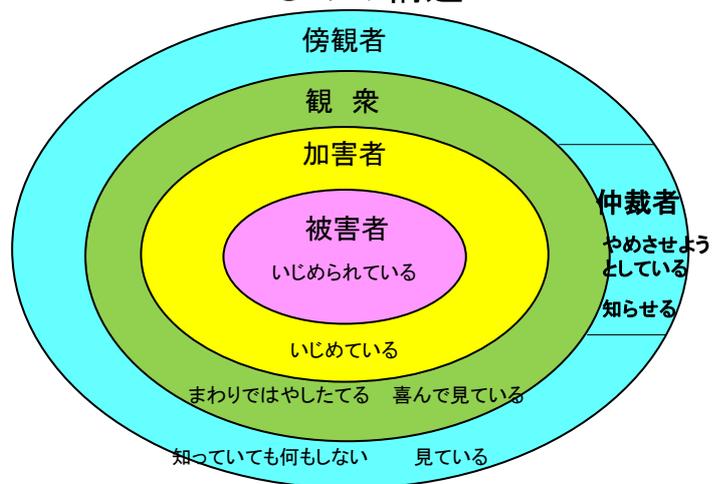
4 具体的な取組

(1) いじめの未然防止 ～いじめを生まない土壌づくり～

○ 人権教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを子どもたちに理解させる。
- ・いじめの構造図(右図)をもとに、いじめの構造は差別の構造と同じであり、いじめは最も身近な人権侵害であることを学年に応じて理解させる。
- ・いじめの構造図をもとに、いじめが起こったときは、加害者が最も悪いが、それだけでなく観衆、傍観者も悪いこと、いじめの仲裁者、大人に知らせる人にならなければならないことを理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を人権・同和教育副読本「かかやき」「あおぞら」「あおぞら2」を活用しながら育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・自他のよさを大切し、相手を思いやる心を育てるために自尊感情の育成を図る。

いじめの構造



○ 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を要として全教科で道徳教育を推進することにより、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・子どもの実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施し、思いやりの心を育てる。
- ・子どもの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを防止する。

○ 学級活動の充実

- ・学級活動を通して、いじめを生まない集団作りを行う。

○ 体験活動の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動の心、共に生きる心に自らが気づき発見し、体得できるようにする。
- ・福祉体験、自然体験、ボランティア体験、勤労体験、異文化体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、幼小連携等の交流を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

○ コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者とかかわる機会や他者とかかわる生活体験や社会体験を取り入れる。
- ・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な活動に取り入れる。(グループエンカウンター・ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング等)
- ・児童会活動において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組を子ども主体で行う。(いじめ防止スローガンの設定、いじめ防止集会、自他のいいことみつけ活動等)
- ・SNS上のいじめについては、SNSを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

○ 保護者や地域の方への働きかけ

- ・学習参観や保護者研修会でのいじめに関する研修会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・個人懇談や家庭訪問等で、子どもの様子についての情報を共有しておく。
- ・PTA各種会議、スクール・コミュニティ関係会議等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換の場を設ける。
- ・SNSを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

(2) いじめの早期発見 ～小さな変化に対する敏感な気づき～

○ 日々の観察

- ・教職員が子どもとともに過ごす機会を積極的に設け、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめ早期発見のためのチェックリスト、相談ポスト(職員室前に設置)の活用を図る。
- ・学校以外にも「子ども人権SOS」などのいじめ相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

○ 観察の視点

- ・子どもの発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

- ・担任を中心に教職員は、子どもが形成するグループやそのグループの人間関係の把握に努める。
- ・気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。
- 連絡帳の活用
 - ・連絡帳の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密にとり、信頼関係を構築する。
 - ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- 教育相談（学校カウンセリングの実施）の実施
 - ・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。
 - ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
 - ・定期的な教育相談週間（6月と10月）を設けて、すべての子どもを対象とした教育相談を実施する。
- いじめ実態調査アンケートの実施・報告取組の共通認識
 - ・アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、定期的に毎月実施する。
そのほか、実態に応じて随時実施する。
- 児童理解
 - ・毎月1回のいじめ防止委員会を開催し、いじめアンケート等の報告及び対応についての共通理解を図る。

（3）いじめ早期対応・対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～

- 対応の基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害の問題であるという認識に立って、いじめの徴候を見逃さず素早く対応し、被害を最小限に食い止めることが大切である。

<具体的な留意点>

 - ① 今起きているいじめの正確な状況を把握する（情報収集）
 - ② いじめの形態に応じて関係児童の指導に十分配慮する。また、いじめを受けている児童の保護に努める。
 - ③ 周囲の児童（傍観者）に対する指導を行う。
 - ④ 学級だけの問題にせず、全教職員の共通理解のもとで指導する。
※教師一人で対応しない。（抱え込まない）
 - ⑤ 家庭と緊密な連携をとり、迅速かつ適切な指導・助言を行う。
 - ⑥ 学級集団のよりよい人間関係づくりを基盤に学級経営を見直し改善を図る。
- 対応の手順

<対応上の留意点>

 - ア 児童に対して、教師として残念な気持ちや憤りを心から伝える。
 - イ 当該児童に対する対話や観察を継続的に行う。
 - ウ 家庭との連携を密にする。
 - エ 対応している間、必要以上に情報を外部に出さないように配慮する。

<対応の基本的な流れ>

対応の基本的な流れ	対応の具体的な内容と留意点
	<p>①② 校長が招集し、本部を組織する。その中で今後の対応策を協議する。関係児童への事実確認、対応のあり方や保護者への説明の仕方等を話し合う。 また、報道機関への対応についても検討しておく。</p> <p>③ 事実確認を行い、事実を明らかにする。事例によって、担当する職員（複数）を決めて行う。また、関係児童全員にするか、分散するかを十分に考慮して行う。</p> <p>④ 校長（教頭）と担任より、いじめた側、いじめられた側の双方の保護者に対して事実を具体的に伝える。また学校としての指導の方針を明らかにするとともに、当該生徒の家庭での関わり方について検討する。</p> <p>⑤ ②③④の経過について報告し、今後の指導のあり方について協議の上、共通理解を図り、事例によって職員による対応の形を考える。</p> <p>⑥ 担任を原則に当該生徒の指導にあたる。事例によって、校長や生徒指導主事(担任)も指導にあたる。学級の生徒にも経過を説明し、自分たちの対応に考えさせる。事例によっては、学年集会や全校集会の場で指導する。</p> <p>⑦ 家庭での対応や様子について話を聞きながら、今後双方が気をつけていくことについて協議、確認する。状況によっては保護者会を設定し、事実経過の説明をする。</p> <p>⑧ これまでの経過をふまえて、今後、学校として留意していくことを協議し、共通理解を図る。</p>

○ 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの子どもたちから、個々に聞き取り、記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するように心がける。

○ 指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

○ 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許されない行為である」という思いを伝える。また、いじめの言動に至った理由を共感的に聴き取って、家庭環境や生育歴も含めたその子が抱える問題を十分に把握した上で、その子の心に寄り添った指導を行う。
- ・SNS上のいじめについては、SNSを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決を図る。

○ 保護者との連携

- ・懇談会で、いじめ防止基本方針と家庭用チェックリスト活用について説明する。
- ・いじめ事案の解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分協議する。

○ いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等を活用し、子どもの心のケアを図る。
- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

(4) **重大事案が発生したときの対応**

① 重大事態とは

○ いじめ防止対策推進法

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

【重大事態の意味】

- ・「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- ・また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は直ちに教育委員会に報告する。

③ 市教育委員会との連携と調査

学校は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生に資するため、市教育委員会と連携して事実関係を明確にするための調査を行う。

事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒から十分聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。（例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、教育委員会と十分協議して行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、該当生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては在籍生徒や教職員に対する質問紙などが考えられる。

④ いじめ解消の判断基準

単に謝罪をもって安易に解消と判断せず、次の2点を十分に考慮して、解消の判断をする。

- ・いじめが行われていない状態が3か月継続していること。
- ・被害を受けている児童が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5) SNS上のいじめへの対応について

○ 啓発・研修

- ・インターネットや携帯電話等を使用する際のルールやモラルについての教職員の研修を深め、学級懇談会や授業に生かす。
- ・SNS上のいじめの予防を図るため、子どもや保護者が参加できる親子学習会を実施し、家庭での使用上のルールづくりを推進する。

○ 早期発見・早期対応

- ・家庭での指導が不可欠であるから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導に努める。
- ・平素より情報を得るよう心がけるとともに、相談しやすい体制の充実を図る。

○ 関係機関との連携

- ・SNS上のいじめが発見された場合については、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(6) その他

○ 見直しの充実

- ・学校評価において、いじめ防止についての項目を入れ、より実効性の高い取組を実施するため、学校がいじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかを点検する。そして必要に応じて見直し、PDCAサイクルを構築して取組の充実を図っていく。

○ 保護者や地域への啓発

- ・学校運営協議会、PTAの会合、地域の会合、学年学級懇談会、学校通信等により、保護者や地域への周知・啓発を図っていく。